

国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議（第15回） 議事録

1. 日 時：平成28年3月31日（木）13:28～14:23

2. 場 所：中央合同庁舎第8号館5階共用C会議室

3. 出席者：

（構成員）

井上 由里子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
内田 俊一	一般財団法人建設業振興基金理事長
<座長>老川 祥一	株式会社読売新聞グループ本社 取締役最高顧問・主筆代理 国際担当（The Japan News主筆）
加藤 陽子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
斎藤 勝利	第一生命保険株式会社代表取締役会長
永野 和男	聖心女子大学メディア学習支援センター長・教授
松岡 資明	ジャーナリスト

（オブザーバー）

菊池 光興	独立行政法人国立公文書館フェロー
-------	------------------

（内閣府）

河野 太郎	内閣府特命担当大臣
松山 健士	内閣府事務次官
西川 正郎	内閣府審議官
河内 隆	内閣府大臣官房長
福井 仁史	内閣府大臣官房審議官
森丘 宏	内閣府大臣官房公文書管理課長

（国立公文書館）

加藤 丈夫	独立行政法人国立公文書館長
齋藤 敦	独立行政法人国立公文書館理事

4. 配布資料

- 資料1 新たな国立公文書館の建設用地検討に係る調査結果の概要
- 資料2 国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想（案）（概要）
- 資料3 国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想（案）

○老川座長 ただいまから、第15回「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」を開会いたします。松山次官を始め内閣府の幹部の方々に御出席をいただきまして、ありがとうございます。また、河野大臣は、後ほど当会議に出席されます。

それでは、議題に入ります。「国立公文書館の機能・組織の在り方に関する基本構想(案)」につきましては、前回の会議で皆様方から色々な御意見をいただきました。それを踏まえて私と事務局の間で相談をさせていただきまして、何点か修正を加えさせていただきました。また、前回の原案では空白になっていた部分ですが、我々の検討と並行して政府で進めてきた、新たな国立公文書館の建設用地の検討についての調査の状況も伺いながら、施設の在り方について、我々としての意見の追加をいたしております。この基本構想案につきまして、建設用地の検討に係る調査の検討結果と併せて、事務局から説明をお願いします。

○森丘課長 まず、資料1「新たな国立公文書館の建設用地検討に係る調査結果の概要」から御説明したいと思います。

1 ページ目は、「1. 調査の趣旨」でございます。衆議院議院運営委員会に設置されました「新たな国立公文書館に関する小委員会」の「中間取りまとめ」は昨年10月に御紹介させていただきましたけれども、新たな国立公文書館の建設候補地について、A案（憲政記念館敷地）、B案（国会参観者バス駐車場敷地）の2案を中心に調査検討を進めるべきとされ、当該2案について敷地の利用方法等の調査を行うこととされたことを受け、内閣府で実施したものでございます。この度、取りまとまりましたので、基本構想の説明に先立ちまして、御紹介させていただきます。

「2. 建設候補地の設置」でございますけれども、左側に写真がございまして、右側に地図がございまして、右側の線で囲っているところを御覧いただきたいのですが、右側の地図の東側がA案でございます。北地区に現在憲政記念館が建っておりまして、その中央を地下鉄有楽町線が横切っているという地図でございます。その左側、国会参観者バス駐車場敷地がB案でございます。その北側に「旧社会文化会館跡地」と小さい字で書いてございますけれども、要は旧社民党跡地ということで、そこも含めて計算しております。隣には国立国会図書館が隣接しているという配置になっております。

2 ページ目は、「3. 建設候補地に係る現況」です。A案、B案それぞれの敷地面積でございますけれども、A案が国会前庭の北側、南側全体を合わせまして、5万5,000㎡となっております。B案は、国会参観者バス駐車場敷地と旧社会文化会館敷地とを合わせまして、9,200㎡となっております。現況としまして、建ぺい率、容積率、主要既存施設を整理しているというのが2ページ目でございます。

3 ページ目の「4. 調査結果の概要」に移らせていただきます。A案は、代表例としてA-1とA-2の2つを紹介しております。まず、左側のA-1が1棟、憲政記念館と一緒に組み合わせて1つの建物を建てる場合です。配置図の下に「計算上の建設可能床面積」とございますけれども、ここが5万4,450㎡で、このうち国立公文書館の面積が4万1,750

m²という試算になっております。この試算は、憲政記念館につきましては現状の規模6,000 m²として、法令の規定により算出された駐車場の必要面積を建設可能床面積から差し引きますと、新たな国立公文書館については4万m²強ということをごさいますして、現在の北の丸の本館が1万1,550m²でございますので、現在の本館の3から4倍となる。これがA-1の1棟案でございます。

次に、右側のA-2、国立公文書館と憲政記念館とを別々に建てるという別棟の案です。この場合は、建設可能床面積が3万4,300m²となりまして、国立公文書館は2万4,100m²との試算になります。これは、現在の本館の約2倍ということになります。

このA-1、A-2いずれの場合におきましても、憲政記念館の建替えあるいは地下を用いることへの配慮や、公園との一体的な利用についての配慮といったことが必要となってくるということを下の方に書いております。

続きまして、4ページ目、B案の代表例を御説明いたします。左側のB-1、国立公文書館と国立国会図書館とで一緒に組み合わせて1つの建物を建てる場合がございますけれども、こちらの計算上の建設可能床面積は5万7,300m²になります。このうち、国立国会図書館の施設面積につきましては、昨年9月の衆議院議院運営委員会図書館運営小委員会に2万5,000m²という数字が出されております。また、駐車場は先ほどと同様なのですけれども、法令の規定により算出された分と、現行の国会参観者バス駐車場も確保すると想定した場合、1万9,300m²ということをごさいます。これらを先ほどの建設可能床面積から差し引きますと、新たな国立公文書館については1万3,000m²となります。なお、繰り返してございますけれども、現在の北の丸の本館の施設面積は1万1,550m²です。

右側のB-2でございますけれども、国立公文書館と国立国会図書館を別棟にした場合には若干狭くなりまして、国立公文書館の施設面積は1万2,000m²となります。また、B-1、B-2いずれの場合におきましても、国会参観者バス駐車場を仮移転すること、地下を用いることについての配慮等が必要となります。

さらに、その次にA3の調査結果の概要が2枚ございます。A案については3パターン、B案については5パターンの調査を行い、客観的な試算結果を示していると御理解いただければと存じます。

1枚目がA案でございますして、このうちA-1、A-2は先ほど御説明したものと同じです。一番右側のA-3ですけれども、これは現在の憲政記念館を現状のまま建て替えないで、空いているところに国立公文書館を新築するという試算です。この場合は、国立公文書館の施設面積は1万5,900m²となり、現在の北の丸の本館1万1,550m²よりは上回る規模になるということです。

2枚目のB案でございますけれども、B-1、B-2は先ほど御説明したものです。B-3からB-5は、いずれも代替地が確保できていないと上の方に書いておりますけれども、国会参観者バス駐車場を敷地内で整備しない場合の試算でございますして、それぞれ、1つの建物、別々の建物、そして、旧社会文化会館敷地を組み込まない場合を試算してお

ります。この場合、国立公文書館の施設面積は、B－3が2万㎡、B－4が1万8,500㎡、B－5が8,600㎡となります。

以上が客観的な試算結果としてお示しした調査結果の概要でございますが、先生方の席上に冊子をお配りしておりますが、こちらに調査結果の詳細がございます。こちらの報告書として取りまとめましたので、今後、衆議院に報告する予定でございます。

引き続き、基本構想の説明に移らせていただきたいと思います。資料2が「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想（案）（概要）」、資料3が「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想（案）」です。前回の2月19日に案について御議論いただきましたけれども、御意見を踏まえ、加筆、修正をさせていただいております。

資料3の「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想（案）」について御説明いたします。22ページから「4. 国立公文書館の組織・運営及び施設の在り方」としてお示しして、この度、A案、B案について調査結果が取りまとめましたことを踏まえ、記載を大きく追加しております。

23ページの「（2）新たな施設に係る調査検討会議としての考え方」から御説明させていただきます。「既に述べてきたように、国立公文書館は、時代を超えて、『国民共有の歴史的・文化的な資産』たる公文書等を保存し、現在及び将来の国民に伝えていく役割を担う存在であり、新たに設けられる施設については、このような国立公文書館の役割に照らして、十分な規模とふさわしい落ち着きと恒久性を備えたものとするべきである。」とまとめさせていただいております。施設のイメージにつきましては、これまでも随分御議論いただいたところでございますけれども、規模と落ち着きと恒久性という3点でまとめております。

次の項目は、まず、規模でございますが、諸外国はその下の表にある通り、最大規模の本館施設として10万㎡以上が確保されている例が多いということです。こういったことも参考としつつ、これまで御議論いただいた各機能の方向性において検討された諸機能を果たすためには、現在の本館の数倍、4万から5万㎡程度が確保されることが望ましいとさせていただきます。

その下の項目で、実際の規模については、建設地において確保される敷地面積や敷地条件等によっておのずから一定の限界が予想されるため、今後建設地が決定された段階で、新たな施設に具体的にどのような機能を収容するか、また、既存の施設として北の丸本館、つくば分館がございますけれども、それらの扱いをどのようにするかといったことも含めて具体的な検討を行う必要が生じようとしております。そして、「ただし」としまして、その際も、施設の分散が管理運営面、特に職員の配置等の効率性の低下に繋がるおそれがある点に十分に留意する必要があるとさせていただいております。

24ページの次項目で、ふさわしい落ち着きにつきましては、3行目から「三権の中枢を担う国の機関が集中するエリアである。新たな施設の建設に当たっては、周囲の景観との調和に十分に配慮するとともに、立地の利点を最大限に生かし」とさせていただいております。

す。

次の2つ目の項目で、恒久性について、3行目から「建設段階のみならず、その後の維持管理、補修等も含めたトータルのコストを考慮し、耐久性の高い、機能的なものとするのが望ましい」としております。

その次の項目で、国立公文書館には行政機関から移管される文書のほか、類似の機関としまして、※印で下に3つの機関の例示を挙げておりますけれども、そのような機関が所蔵する文書についても、可能な範囲で国立公文書館に集約する方向で検討されるべきとしつつ、今後、関係機関との意見調整が必要であろうとしております。なお、集約できない資料に関しても、所在情報の横断的な集約、提供ということについて、国立公文書館が中心的な役割を果たすべきという、これまで議論を重ねていただいたようなことも記載しております。

24ページが一番下の項目で、「上に述べたような観点を踏まえつつ、できる限り早期に建設地の決定がなされることを期待する」と結んでおります。

25ページ以降ですけれども、下半分に「A案については」と「B案については」という項目がございまして、それぞれ2つ目のパラグラフで、例えばA案であれば4万1,750㎡や2万4,100㎡等、先ほど御紹介した4つのパターン、A案2つ、B案2つの代表例における国立公文書館の敷地面積の試算を紹介しております。

26ページの「(2) 調査検討会議等における今後の検討」で、「今後、国会における今後の動きや上に述べた既存施設の扱いに係る検討も踏まえつつ」として、これまで御議論いただいた色々な機能を列記しておりますけれども、そういった機能について「新たな施設に備えるべき規模・設備はどのようなものか、さらに具体的な検討を早急に深めていくこととする」とさせていたしております。

以上、後半の説明が先になりましたが、前半も2月19日に御議論いただいた点を中心に追加と修正を加えております。1点だけ御紹介させていただきますけれども、8ページの「3. 国立公文書館に求められる各機能の方向性」の一番下の項目で、「国立公文書館が受け入れる歴史的公文書等の大部分を占める行政機関からの移管文書については、内閣府の公文書管理委員会における公文書管理法施行5年後の見直しに係る検討の結果を踏まえ、歴史資料として重要な文書の移管が促進されることを期待する。」という項目を追加させていただいております。これは、2月19日に御議論いただいた通りですが、先生方の机の上には、5年後見直しに関する検討報告書も置かせていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

○老川座長 ただいまの説明を踏まえまして、御質問あるいは御意見を皆様方からいただきたいと思っております。

私から伺いたいのですが、最初の資料1のA案、B案のA案というのは、3ページ目の「4. 調査結果の概要」に代表例のA-1とA-2がありますが、A-1の5万4,450㎡のうち、国立公文書館の4万1,750㎡というのは平面の面積なのですか。それとも何階建てか

にした場合にこれだけつくれるという面積なのですか。2 ページの一番上に、敷地面積は 5 万 5,000㎡とありますね。しかも、この 5 万 5,000㎡という数字は、1 ページ右側の国会前庭の南地区ではなくて北地区全体の面積を言っている。そうすると、全体が 5 万 5,000㎡で、そのうちの 5 万 4,000㎡とすると、ほとんど全部と見えるのだけれども、どうでしょうか。

○福井審議官 これは色々な仮定を組み合わせているところなのですが、実は国会前庭と言われている地区は北地区と南地区がありますけれども、これらを両方合わせると敷地面積は 5 万 5,000㎡ございます。ですから、この広さが 5 万 5,000㎡ということでございます。ここは公園地でございますので、国立公文書館は恐らく文教施設ということで公園地に建てても問題ない種類の建物だろうということなのですが、都市計画法の関係で 12%の建ぺい率がかかっておりますので、国立公文書館と憲政記念館を合わせて建てるにしても、別々にするにしても、計算上 6,600㎡程度の建て面積になってまいります。そこに容積率だけ考えますと、5 万 5,000㎡の上に 500%の掛け算をすることになりますので、25 万㎡程度の建物を容積率上はつくれるということになるのですけれども、色々な工法等を考えていくと、限界があるということで、ここではもう少し細かい図面を色々描いておりますけれども、6,600㎡の建ぺい率のところは 8 フロアの建物をつくるイメージで計算しております。地下は少し広げておりますけれども、それで大体 5 万 4,000㎡程度のものできるであろうという計算でございます。

○老川座長 地上何階、地下何階というある一定のイメージがあって、この 4 万 1,750㎡という数字が出てくるのだと思うが、そこはどうなのでしょう。

○福井審議官 図面を見ていただきますと、今、地上 2 階、地下 6 階で描いていますが、建物の高さその他についてはまだまだ検討しなければいけないところがございますので、8 フロアということで描いておりますけれども、ここについては、さらにフロアを増やす、あるいはフロアの高さや地下の深さをどうするかということについては、今後まだ色々検討しなければいけない数字でございます。

○老川座長 どこに書いてあるのですか。

○福井審議官 「新たな国立公文書館の建設用地検討に係る調査」報告書の 23 ページでございます。

○老川座長 わかりました。

○加藤委員 A 案と B 案は、両方ともとても魅力的で、A 案であれば植物の多い公園の中に国立公文書館がある。B 案であれば、国立公文書館と国会図書館が一緒であるような国もございまして、国会図書館との一体的な建築という構想で、このような計画が具体化したことは、大変嬉しく思います。

1 点だけ確認したいことがあります。B 案で、一般社団法人公共建築協会に委託して内閣府がなされた調査の冊子を拝見しますと、主な施設面積の国立国会図書館のところで、国立国会図書館が必要とする面積が、予め引き算されています。そして、国立国会図書館

が本館なり、新館なり、現在のものを恐らく将来建て替えなさるといふことの将来計画が勘案されている。その新国立国会図書館建設に関する資料としては、国会図書館が平成27年9月の衆議院議院運営委員会の図書館運営小委員会にご提出になったもの、その資料かの数値を組み込んだ形で、2万5,000㎡が最初から引き算されているのですね。もちろん国会図書館本館、建て替えなければいけない新館の需要、デジタルのデータということ言えば日本を代表するような重要な機関である国立国会図書館が、これは2万5,000㎡を予め確保して新図書館建設の土台としたいといふのはわかるのですけれども、この数字を事前に5万7,300㎡なりからぱっと引いて、それで新国立公文書館の土地のスペースは1万3,000㎡しかない、1万2,000㎡しかないという案にしてしまいますと、国立国会図書館と同じ敷地内に新国立公文書館を建設する場合の数値が独り歩きするといひますか、それを恐れます。国立国会図書館の建て替え需要を見込んだ、このデータは、昨年9月の衆議院議院運営委員会のなかの、図書館運営小委員会のものでありまして、新国立公文書館建設のための議論をいただく、新たな国立公文書館に関する小委員会の議論とはまた別の小委員会の議論なのです。国会図書館の小委員会は、もうかなり前からございまして、年代も古い伝統的な小委員会ですので、恒久的につくられてきた小委員会ですけれども、この数字が前提となるところがちょっと怖いという気もするのですが、いかがでしょうか。

○森丘課長 ただいま加藤委員に御指摘いただいた点は、大変重要だと思っております。例えばA3の調査結果の概要も、A案については、憲政記念館の6,000㎡を「現状の規模で推計。今後変更の可能性がある」としてあります。B案も、加藤委員から御指摘いただきました国立国会図書館の2万5,000㎡についても同様で、「なお、将来計画等が未確定のため、今後変更の可能性がある」という記載をしております。記載につきましては、衆議院や国会図書館とも調整させていただきながらこのような資料を作っております、そこは独り歩きといひますか、確定したものとして捉えられると困るといふのは、衆議院等も同様の事情があるということございまして、本日、加藤委員にも御指摘いただいたところございまして、今後の各方面への説明につきましては、十分に配慮して、決まったものではないといふことは意を尽くして説明してまいりたいと考えております。

○老川座長 今回の点に関連すると、A案についても同じことが言えるので、A案は現行の憲政記念館の建物の、その場で一体につくった場合の試算ですけれども、それをさらにいわず国会前庭の北をもう少し広げて延ばせばもう少し面積がとれる可能性もあるのだらうと思ふのです。ただ、その場合、木を切ったり、色々な問題が生じるから、衆議院でどう判断されるかということですが、色々なやり方によってはもう少し面積を広げること可能だらうと。

基本構想案の25ページの2つ目の項目で「今回の調査は、あくまで現段階で想定される諸条件を仮定して実施したものであり、実際の建設可能面積については、今後の具体的な検討により、拡大も含めて変動し得るものと考えられる」という表現にしてあるのは、その工夫の仕方によってはもう少し広げられるのではなからうかという思いを滲ませつつ、

衆議院の御判断を仰ぐ表現になっているということです。

○松岡委員 確認なのですが、A案の場合ですけれども、建設する場所というのは、基本的には国会前庭の北地区ということになるのでしょうか。

○森丘課長 はい。北地区ということでございます。補足でございますけれども、基本構想案の39ページ、40ページにA案、B案の中間取りまとめの概要と地図がございます。北地区の憲政記念館敷地というのは、この赤く囲っている三角形のところを検討しているということでございます。

(河野大臣入室)

○老川座長 松岡委員の御質問に関連して言えば、基本構想の原案でも述べているように、景観です。つまり、A案であると国会議事堂の前につくることになるわけで、そうすると国会が見えなくなってしまうようなことはまずかろうということで、南と北の前庭があるけれども、つくるとすれば北側の方かなということが前提になっているという理解だと思います。

○松岡委員 わかりました。

○井上委員 基本的な考え方の内容の点で一言申し上げます。今資料3の基本構想案を読み返してみますと、外部の機関との連携ということは色々書かれているのですが、例えば国立国会図書館や博物館等の、文書を保存する公文書館以外の機関との連携というものが、具体的な形ではあまり書かれていません。今回私どもの調査検討会議では、博物館にも視察に行っておりますし、先ほど加藤委員からお話がありましたように、図書館と公文書館というのは一体になっている国もあるわけですから、密接な関係があります。また、国立国会図書館を中心に、文書に限定されない多様な文化資産のデジタルアーカイブ化の推進が知財戦略等でも重視されておまして、関係省庁連絡会議や実務者協議会等が設けられており、互いに連携できるような仕組みを構築しつつあります。そのようなことを考えますと、今年度のまとめとしては資料3の表現で構わないと思うのですが、国立博物館や国立国会図書館その他の、文書に限らないアーカイブとの連携を今後検討していかねばならないと考えております。

○老川座長 今の点について、何かありますか。

○福井審議官 仰る通りかと思えます。

○老川座長 博物館等は、どこかにありましたね。

○森丘課長 例えば、9ページが一番下の「③デジタルによる他機関所蔵文書の収集及び所在情報の横断的な収集・提供」や、12ページで「テーマに沿って、自らが所蔵する資料のみならず」として、他機関とのネットワークの形成等、そういった言及は随所がございます。また、先ほど少し御紹介した公文書管理委員会の5年後見直しに関する検討報告書でも、デジタルアーカイブの取組について、例えば、地方公共団体の公文書管理の推進という議論の一環で、公文書等のデジタルアーカイブ化の取組が全国の地方公共団体におい

て進展していくことは、日本全体として国民共有の知的資源の質の向上に繋がると言及している等、様々なところで言及していると御理解いただければと思います。また今後の検討の中で明確化させていただくということは重要かと思えます。

○松岡委員 基本構想に関して、22ページの4つ目の項目について、今回新しく公文書管理課との連携ということについて書き込んでいただきまして、誠にありがとうございます。公文書管理委員会の議論等も並行して見ているところ、位置付けについてはこれから色々議題になるかもしれませんが、とりあえずこのような方向でいいのではないかということで公文書管理委員会も進んでいるようですので、このように手直ししていただいたことについて感謝申し上げます。

○老川座長 少し補足すると、22ページの「内閣府における体制の充実」という表現で、最初の原案では、公文書管理課の強化というような表現でしたけれども、組織上の変更も含めて、全体として内閣府が責任を持って行っていけるということを意味するような言葉にしようということで、このような表現になったと思います。

○菊池オブザーバー 26ページの「(2) 調査検討会議等における今後の検討」というところで確認しておきたいのですが、前半の段落については、「さらに具体的に検討を早急に深めていくこととする」という調査検討会議としての意向を表明したもので、後半の段落というのは、「本基本構想に掲げたような各種取組を推進していくことが望まれる」としていますが、これは誰に対して望んでいる形になるのでしょうか。

さらに言えば、これで今年度は終わるわけなのですが、来年度は、この調査検討会議というものは引き続き置かれて、あるいはこういう形のもが置かれて、早急に調査検討を深めていく方針があると理解してよろしいのですか。

○福井審議官 最初の御質問の方は、後半の段落でございますが、この文章は国立公文書館における検討をお願いしたいという趣旨になっております。

○菊池オブザーバー 「国立公文書館においては」ということですね。

○福井審議官 後半の御質問でございますが、調査検討会議は、まだこのように色々御検討いただければいけないことがたくさんあると考えておりまして、このような形で皆様に集まっていただくのがいいのか、あるいは部会のような形で進めていくのがいいのかは、また御相談していきたいと思っておりますけれども、いずれにしろこのような形の御議論をまたお願いしようと思っております。

○菊池オブザーバー これで解散ということでは必ずしもないということですね。

○福井審議官 仰る通りの理解でございます。

○菊池オブザーバー わかりました。

○老川座長 今年度は本日が最後ですけれども、新年度においては、建設候補地に係る調査の結果を大臣に提出し、大臣から小委員会に御報告いただいて、場所を早急に決めていただくという段取りになるわけです。場所を決めていただいた場合に、今度は具体的にどうしていくのかということが出てくるでしょうから、そういった基本構想の推進について、

当調査検討会議として、今後さらに具体的に詰めていくという段取りになるのだろうと思うのですが、事務局、それでよろしいのですね。

○福井審議官 はい。

○老川座長 他に御意見はございますか。

○井上委員 確認なのですが、資料1の「新たな国立公文書館の建設用地検討に係る調査結果の概要」は、調査検討会議の報告資料の中身とはならないという理解でよろしいでしょうか。資料1のA案、B案の比較等のところで、例えば、4ページでB案のところを見ていただくと、「国立公文書館」という項目のところに「諸機能に必要な面積が全く確保できない」ですとか、機能に対して「十分な面積が確保できる」といった表記がなされていますが、新しく建設される国立公文書館にどのような機能を盛り込むべきかというのはまだ確定しておらず、検討中の課題です。すでに盛り込むべき機能が決まっているかのような。資料1は、あくまで、今回公共建築協会が検討された調査結果のまとめという理解でよろしゅうございますか。

○森丘課長 委員の御指摘の通りです。建設用地検討に係る調査結果の概要が本日の資料1ということでございまして、調査検討会議で御議論いただいた基本構想は、資料3ということでございます。

○井上委員 わかりました。

○加藤委員 最後に一言だけ。基本構想の資料3の23ページですけれども、先ほど説明にもあったように、十分な規模とふさわしい落ち着きと恒久性という3つの言葉で、新たに作られるべき国立公文書館の性格が語られており、非常に充実した、中身が大事だということとはとてもいいと思うのですけれども、国立公文書館というものは、行政官の方に、日々、政策立案に関わっているこの資料はあそこに行くのだという、公文書管理法の理念の象徴を見せるということとに益すると思うのです。また、一方で、将来の子供たちにわかりやすい形で、これが国の機関、三権をまとめた国家の史料が、墓場と言うとマイナスですけれども、所蔵され、展示されている、大変に信頼すべき荘重な場所でありますよ、と伝えて見せて行く役割があると思います。ですので、私自身は、十分な規模と、ある種「荘重さ」という言葉で表現してよいような建物、あとは恒久性、こういう点で、華々しい建物としてのナショナルモニュメントということは求めないのですけれども、国立公文書館が歴史の古いこの日本の国の資料を保存していくということが伝わるような、「荘重さ」という言葉が欲しいかなと。これは前回までの議論を踏まえたようなことを申し上げました。文章としては入っていると思いますが、以上です。

○老川座長 大臣から御発言がありますが、その前に、今の点は1ページ目にかなり書き込んであります。

○加藤委員 書いてありますね。ありがとうございます。

○河野大臣 公文書館を担当する大臣でもございますが、行革担当大臣でもございますので、今の件について、はっきり私の考えを申し上げさせていただきたいと思います。

新しい国立公文書館につきましては、機能は極めて大事だと思っておりますので、必要な機能はしっかりと盛り込んでまいりたいと思っております。その機能を盛り込むために必要な面積というのも、当然そこに確保されなければならないと思っておりますが、建物の外観に関しましては、極めて質素なものでなければならないと思っております。ナショナルモニュメントという議論がありましたときに、私は、建物の外観を以てナショナルモニュメントとはしない、この新しい公文書館が提供する機能を以てナショナルモニュメントとするものであると繰り返し述べておりますので、建物の外観に関しましてはお任せをいただいて、最も質素なもので進めさせていただきたいと思っております。

ただし、機能については譲るつもりは全くございませんので、ここで取りまとめたいただきました基本構想、さらに引き続きお願いをする必要な機能については、1センチたりともゆるがせにせず、しっかりと確保してまいりたいと思っております。

○老川座長 大体議論も出尽くしたと思っておりますので、皆様方には大変闊達な御意見、御議論をありがとうございました。原案の通り「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想」を、この調査検討会議として取りまとめるということにしたいと思っております。それでは、河野大臣から一言御発言をいただきたいと思っております。

○河野大臣 老川座長を始め委員の皆様におかれましては、昨年度から15回になります大変長い時間をかけまして、また、活発に御議論を賜りまして、本当にありがとうございました。国立公文書館に求められる機能について、基本構想として本日おまとめをいただきましたので、これを実現すべく、担当大臣として全力を挙げて邁進をしてみたいと思っております。

また、この基本構想に盛り込まれている機能を盛り込んだ新しい国立公文書館につきましては、本日報告をさせていただきました建設候補地、A案、B案と言われている候補地の調査の結果を、議長、副議長、総理にはこれまでに御報告をさせていただいております。衆議院の議運の小委員会にも事務方から報告をさせていただいております。衆議院の議運の小委員会において、候補地の決定をいただきたいと思っております。その際に、この新しい公文書館に期待される役割や機能といったものがきちんと欠けることなく盛り込まれるように十分なものをつくってまいりたいと思っております。特に展示やデジタルアーカイブといった、文書を見ていただく機能については、国会の周辺でございますから、当然国会見学に来る大勢の大人から子供までに、国立公文書館にも足を運んでいただいて、我が国の歴史を築いてきた文書にも触れていただくというのは、大変大事なことだと思います。加藤館長以下、国立公文書館で今まさに進めておられる取組を積極的に後押しさせていただきたいと思っております。

また、この公文書管理に関わる人材について、今までは何となくいわゆる「アーキビスト」という片仮名を使っておりましたが、これは国民の皆様理解していただきやすい日本語にしていけないと、なかなか「アーキビスト」と言っても通じないのだろうと思っておりますので、どういう日本語にするのがいいのか、これは皆様の様々な御意見も踏まえて、し

っかりとしたものをつくっていきたいと思っております。

また、この4月2日から「徳川家康－将軍家蔵書からみるその生涯－」展が始まりますので、私も初日に伺わせていただくつもりでおりますが、新しい施設をつくる前に、とりあえず今、頑張ってくださいている国立公文書館に一人でも多くの国民の皆様にも足を運んでいただけるように、私も一生懸命広報に努めてまいります、是非皆様にも情報発信をお願いできたらと思っております。

先ほど話がありましたけれども、ここで基本構想をおまとめいただきまして今年度は終わりますが、また新年度から色々をお願いをすることも多々あるかと思いますので、どうぞよろしく願いを申し上げまして、感謝の御挨拶とさせていただきます。本当に長期間にわたり、ありがとうございました。

○老川座長 どうもありがとうございました。今、大臣からも言及がありましたけれども、「徳川家康－将軍家蔵書からみるその生涯－」展のように、明治憲法以来のみではなく、それ以前の徳川幕府の文書も含めて、現在の国立公文書館には非常に貴重な資料があって、そういうものをこれから未来へ向けてさらに繋いでいくということが、国立公文書館の大きな役割だと思います。

加藤館長から、これまでの議論及びこの基本構想について色々御所見がおりかと思うので、一言いただきたいと思っております。

○加藤館長 ありがとうございます。この調査検討会議では、これまでも色々な国立公文書館の在り方について御指摘をいただきましたし、本日おまとめいただいた基本構想の中にも、国立公文書館のこれからの活動について、かなり具体的な御指示が盛り込まれているように思いました。私どもも、これまでの御議論の中で我々の力でできることはもうできるだけ早くやろうということで、幾つか取り組んでまいりました。例えば、閲覧室の土曜日開館ということについては、今までは月1回でしたけれども、明日から始まる新年度からは毎週開くことにいたしまして、勤務体制を組み直すということで始めます。これからは、この基本構想の中に織り込まれた具体的な取組を、現場サイドとしてどれだけ着実に早く実行できるかということに力を入れていきたいと思っておりますけれども、多分このことができれば、新館建設の実現までに、先ほど大臣からも御指摘がありましたけれども、機能面で、特に国民に対するサービスの質という点で、私は世界トップクラスの国立公文書館をつくり上げることができるのではないかと考えております。特に国民に対するサービスの質ということをしっかり考えてまいりたいと思っております。これからそのことを目標にして、国立公文書館で一丸となって取り組んでまいりますけれども、内閣府の御指導はもちろんです、老川座長を始め調査検討会議の皆様にも、これから色々な面で引き続き御指導をいただくことになると思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○老川座長 どうもありがとうございました。

今年度の調査検討会議はこれが最後になりますが、大臣から先ほど御用命がありました

ように、当調査検討会議は、来年度も引き続き、新たな施設の整備に向けて検討を深めていく予定になっておりますので、よろしく願いいたします。今後の具体的な日程、内容については、事務局から追って御連絡いただけるということでございますので、これで本日の会議は終わりたいと思います。どうも御苦労さまでした。

○河野大臣 ありがとうございました。

○老川座長 よろしく願いいたします。